

群馬県イノシシ適正管理計画（案）
（第二種特定鳥獣管理計画・第四期計画）

令和7年3月

群馬県

目 次

| | | |
|-----------|------------------------------|-----------|
| 1 | 計画策定の目的 | 1 |
| 2 | 計画策定の背景 | 1 |
| 3 | 管理すべき鳥獣の種類 | 2 |
| 4 | 計画の期間 | 2 |
| 5 | 管理が行われるべき区域 | 2 |
| | (1) 対象地域 | |
| | (2) 地域個体群 | |
| 6 | 現状と課題 | 2 |
| | (1) 第三期計画の評価 | |
| | (2) 生息状況 | |
| | (3) 被害状況 | |
| | (4) 対策状況 | |
| | (5) 疾病対策 | |
| 7 | 管理の基本方針 | 6 |
| | (1) 県鳥獣被害対策基本方針 | |
| | (2) 計画の基本方針 | |
| 8 | 管理の目標 | 8 |
| | (1) 農林業被害 | |
| | (2) 個体群管理 (捕獲) | |
| | (3) 被害防除管理 | |
| | (4) 生息環境管理 | |
| | (5) 豚熱及びアフリカ豚熱対策 | |
| 9 | 目標達成のための施策 | 9 |
| | (1) 個体群管理 (捕獲) | |
| | (2) 被害防除管理 | |
| | (3) 生息環境管理 | |
| | (4) 計画的かつ総合的な管理の推進 | |
| 10 | 評価のための効果検証 | 12 |
| | (1) 農林業被害 | |
| | (2) 許可による捕獲 | |
| | (3) 狩猟による捕獲 | |
| | (4) 集落アンケート | |
| | (5) 推定生息頭数及び生息頭数将来予測 | |
| | (6) 分析・実証 | |
| | (7) 総合的な効果検証 | |

11 その他管理のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- (1) 人材育成
- (2) 疾病対策
- (3) 錯誤捕獲
- (4) 捕獲個体の適正処理
- (5) 捕獲個体の有効活用
- (6) 広域的な連携
- (7) 情報公開及び普及啓発

12 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- (1) 農林業者を含む地域住民
- (2) 市町村
- (3) 猟友会
- (4) 県
- (5) J A、森林組合、共済組合
- (6) 大学、N P O 法人等民間事業者
- (7) 認定鳥獣捕獲等事業者
- (8) 検討・評価機関

1 計画策定の目的

本計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の第7条の二に基づく「第二種特定鳥獣管理計画（適正管理計画）」（以下、「計画」という。）として、科学的・計画的な管理により、イノシシによる農林業等被害の減少及び生物多様性に配慮した個体群の管理を目的とし、中長期的な目標及び対策を定めるものである。

2 計画策定の背景

県では、平成8年度に「イノシシ等被害防止研究対策本部」を設置するとともに、林務部、環境局（現：環境森林部）及び農政部において、被害防除対策及び駆除対策を事業化し、イノシシ有害捕獲許可権限を市町村に委譲した。

県内におけるイノシシの生息域の拡大及び被害の増加に伴い、平成22年10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく第一期計画（平成22年11月1日～平成27年5月28日）を策定し、捕獲圧の強化、侵入防止柵の設置及び環境整備を推進してきた。特に捕獲圧の強化では、狩猟による捕獲頭数を増加させるため、県内全域において狩猟期間を延長した。

しかし、平成24年度の狩猟による死亡事故2件の発生から、翌平成25年度に狩猟期間延長の廃止に伴い、許可捕獲^{※1}に重点を置いて取り組むこととした。

平成26年5月に改正された鳥獣保護管理法に基づき、平成27年3月に第二期計画（平成27年5月29日～令和2年3月31日）を策定し、緩衝帯整備等による生息環境管理、侵入防止柵の設置等による被害防除管理及び捕獲圧の強化による分布管理を推進した。

平成28年度からは再び県内全域において狩猟期間を延長した。農業被害は減少傾向にあったものの、平野部におけるイノシシの生息域の拡大は続いた。繰り返す市街地へのイノシシの出没は、新たな生活環境被害の多発をもたらし、人身被害の発生にまで及んだ。

そのため、平成30年度からイノシシの市街地出没対応の基本的な考え方や具体的な対処方法等に関する研修を開始した。

平成30年9月に岐阜県の養豚農場において、国内で26年ぶりに豚熱の発生が確認されたことに伴い、県では、令和元年10月にイノシシの豚熱感染状況調査（以下、「サーベイランス」という。）の実施及び、豚熱経口ワクチン散布を開始した。また、県内におけるイノシシへの豚熱感染を受け、知事を本部長とする「県豚熱対策本部」、各農業事務所に「現地対策本部」及び「豚熱対策相談窓口」を設置した。

令和2年3月に、さらなる生息頭数の増加及び生息域の拡大が懸念される現状を踏まえ、「個体群管理（捕獲）」である「捕る」対策に重点的に取り組む、第三期計画（令和2年4月1日～令和7年3月31日）を策定した。

このような状況の中、令和2年9月に高崎市内の養豚場で豚熱の1例目が発生し、以降、

※1 農林業被害等の軽減（有害鳥獣捕獲）と、生息頭数の低減（個体数調整）の管理を目的として、国や都道府県、市町村の許可を得て行う捕獲をいう。

県内の養豚場における豚熱発生は9例（令和6年9月末現在）となっているが、豚熱に係るイノシシ対策強化として、有害捕獲奨励金の上乗せ支援や、移動経路となる河川内緩衝帯整備等に取り組んできた。

これまで様々な対策を実施してきたが、依然として農業被害が拡大している地域もあることから、捕獲による生息頭数の減少や生息域の拡大を防止して、被害の軽減を図るために第四期計画を策定する。

3 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

4 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年とする。

ただし、イノシシの生息状況及び社会情勢等の変化に応じて、適宜、計画を見直す。

5 管理が行われるべき区域

(1) 対象地域

県内全域

(2) 地域個体群

個体群の明確な線引きが困難であるため、県内全域を一体的な個体群として管理する。

6 現状と課題

(1) 第三期計画の評価

第三期計画では、適切なモニタリング等による科学的根拠を基に「個体群管理」、「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施し、人との軋轢の減少を図ることとした。なかでも、生息頭数の増加及び生息域の拡大が懸念される状況を踏まえ、「個体群管理」である「捕る」対策を、重点的に取り組んできた。管理の目標としては、農林業被害の減少及び生息頭数の半減を目指す捕獲目標を定めた。

その結果、農業被害額は目標を達成しなかったが、平成23年度をピークに減少傾向で推移している。また、林業被害額は目標の被害額ゼロを達成した。

年間捕獲頭数は、市町村の許可捕獲による捕獲圧強化を進めてきたが、目標を達成しなかった。また、推定生息頭数は、豚熱の影響による減少が推測され、平成25年を基準として、令和4年度に半減目標を達成している。

(2) 生息状況

ア 生息環境

現在確認されているイノシシの生息域は、山岳地域及び一部の平野部を除く、ほぼ

県内全域に及んでいる。今後は生息密度の高まりと、河川を移動経路とした平野部における生息域の拡大^{※2}や、積雪量の変化等による高標高地への生息域の拡大が懸念される。

また、遊休農地や竹林の増加は、イノシシの隠れ場所等になり、生息域の拡大や生息頭数の増加の原因の一つとなっている。遊休農地は昭和60年度から増加し、平成17年度以降、面積は高止まりの状況が続いている。竹林面積は、平成4年度から平成24年度は横ばいで推移したが、平成29年度以降は増加傾向にある。

イ 推定生息頭数

生息頭数の推定は、平成28年度より、統計的な手法であるハーベストベースドモデルを用いた階層ベイズ法による推定手法^{※3}（以下、「ベイズ推定」という。）を導入している。令和5年度にはREST法^{※4}による推定密度を変数として用いたベイズ推定を実施した。

ベイズ推定による令和4年度現在の県内イノシシ推定生息頭数は、平成24年度は18,148～42,240頭（95%信用区間、中央値27,197頭）、平成29年度は14,463～34,386頭（95%信用区間、中央値21,918頭）、令和2年度が4,893～13,843頭（95%信用区間、中央値8,214頭）、令和4年度は6,903～17,639頭（95%信用区間、中央値10,961頭）と推定された。^{※5}

推定生息頭数は、これまでの捕獲強化等の取組により、平成24年度をピークに減少傾向にあったが、さらに令和2年度は豚熱感染による減少があったと推測される。

なお、平成25年度の推定生息頭数24,733頭（中央値）に対し、令和4年度は10,961頭（中央値）で第三期計画の目標である半減を達成したものと推定される。

今後、適正な個体群の水準を設定するための指標となる、正確な生息頭数とその増減の傾向を推定するため、より信頼性の高い手法の確立が必要となっている。

（3）被害状況

イノシシの農業被害額は、令和5年度は4,464万円で、全鳥獣種の農業被害額3億2,255万円の約14%を占め、第三期計画の目標3,700万円以下を達成できなかった。なお、イノシシの農業被害額は、平成23年度の約1億7,069万円をピークに減少傾向で推移しているものの、加害の多い場所や作物を重点的に対策し、被害を軽減させる必要がある。

一方、イノシシの林業被害額については、令和5年度は被害の発生がなく、第三期計画の目標被害額0千円を達成している。

なお、イノシシの生息域が平野部において拡大する中で、林縁部からの出没に加え、

※2 坂庭浩之(2013):河川敷におけるイノシシの生息分布と景観植生の相関について、自然史博物館研究報告、17:147-150

※3 生息頭数と相関がある(生息頭数の変化により影響を受ける)複数の指標と捕獲頭数の経年的な変化を用い、自然増加率などの既知の生態情報から分布を仮定して、確率論的な計算を行い、生息頭数を推定する手法。新たなデータを追加して推定すると過去に遡って推定値が見直される。

※4 自動撮影カメラによる動画データに基づいて生息密度を推定する調査手法

※5 一般社団法人 自然環境研究センター(2024):令和5年度イノシシ生息密度調査業務報告書

遊休農地や河川等を移動経路とした出没があり、今後も人身被害や車両接触事故といった生活環境被害の増加が懸念されている。

(4) 対策状況

ア 個体群管理（捕獲）

第三期計画では、平成25年度の推定生息頭数を基準として令和5年度までの半減を目指すため、年間捕獲目標を12,000頭に設定し、許可及び狩猟による捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を推進した。

年間捕獲頭数は、豚熱の影響による生息頭数の減少が推察され、令和3年度は3,290頭となったが、令和4年度は5,111頭、令和5年度は6,271頭と増加したものの、目標は達成しなかった。

イノシシの個体群管理（捕獲）は、被害が発生している農地や集落周辺で行うことが効率的であり、特に、春先の成獣メスの捕獲は、生息頭数及び繁殖率の抑制の効果が得られる。捕獲の効果を検証するため、捕獲場所、時期、雌雄・成幼別といった捕獲内容の把握が必要となっている。

市町村における許可捕獲の実施は、鳥獣保護管理法基本指針に基づく「有害鳥獣捕獲隊」のほか、近年では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく「鳥獣被害対策実施隊」が26市町村（令和6年度4月末現在）に設置されており、捕獲の中心を担っている。

また、生息密度の高まりやすい鳥獣保護区内でも対策を進めており、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」の移行により、狩猟による捕獲の取組も推進している。

さらに、捕獲をより強化していくため、捕獲の担い手の確保・育成に向け、狩猟免許試験の休日開催など狩猟免許を取得しやすい環境づくりに取り組むとともに、捕獲技術に関する各種講習会を開催した。

加えて、令和4年度には「ぐんまハンタービジョン」を作成し、捕獲の担い手確保・育成に係る指針を示したほか、令和4年度及び令和5年度には「狩猟フェスティバル」を開催した。

これら取組の結果、わな猟免許取得者数は増加傾向にあるが、引き続き、情報発信等により捕獲等に興味のある人材の掘り起こしや、捕獲熟練者からの技術伝承にも取り組んでいく必要がある。

イ 被害防除管理

イノシシの被害対策を目的とした侵入防止柵（電気柵・金網柵）は、平成23年度以降に実施されている国庫事業や県単独補助事業により、市町村での導入が進んだ。

侵入防止柵は、その効果を持続させるため、破損箇所の補修、電気柵電圧確認等の定期的なメンテナンスが必要で、設置者に対して啓発を進めている。しかし、メンテナンスの不足や地域ぐるみの取組に後退がみられた地域があることから、地域

の対策を牽引できるリーダーの育成等が必要となっている。

侵入防止柵の設置を効果的に実施した地域では、イノシシの被害は軽減しているが、未整備箇所へ被害が拡散する傾向もあり、被害発生状況や地形等、地域の実情に応じた計画的な対策が必要である。

今後、農業の衰退や遊休農地、放棄林等が増加する可能性を踏まえると、被害の詳細な状況把握と、侵入防止柵の設置、誘引物の除去、農地周辺の環境整備等による対策の効果を検証し、被害対策の改善に取り組むとともに、集落の活性化といった地域振興と一体的な取組への支援が必要となってくる。

ウ 生息環境管理

県では、農地や集落さらに市街地への出没を抑制するため、河川や里山における除草や伐木など緩衝帯整備に取り組んできた。河川では、イノシシ等の移動経路や隠れ場所等となっている樹木等の刈り払いを平成25年度から県単独事業として実施している。今後も関係機関との連携による整備の継続が必要となっている。里山では、市町村や地域住民、ボランティア等により整備が行われてきたが、過疎化・高齢化等の影響から対策の効果を失っている地域もあり、効果を持続するための体制づくりが必要となっている。

また、集落における農作物や家庭菜園の収穫残さ、廃棄農作物、放任果樹等の誘引物の除去は、啓発活動及び教育活動を中心に対策を講じてきたが、徹底されない事例も多くみられた。近年では、家庭菜園被害の増加とそれに対する適正な管理が実施されない事例もみられるため、地域住民の意識改革への取組や支援が必要となっている。

エ 市街地出没対策

イノシシの生息域拡大に伴い、市街地への出没により、人身事故や車両接触事故等が発生している。そのため、イノシシの出没要因となる誘引物の除去、移動を抑制するための緩衝帯整備、住民等への注意喚起のほか、出没時には関係機関が連携した安全な追い払い等の対策を実施する必要がある。

(5) 疾病対策

ア 豚熱及びアフリカ豚熱

豚熱 (Classical Swine Fever) については、平成30年9月、国内で26年ぶりに岐阜県で発生が確認された。

県では、令和元年から、関係機関での情報共有、飼養衛生管理基準遵守の徹底、サーベイランスの実施、及び「県豚熱対策緊急総合支援」による養豚場への侵入防止柵設置等の対策を講じた。

また、農林水産省から「第二種特定鳥獣管理計画」及び「鳥獣被害防止特措法」に基づき市町村が策定する「被害防止計画」の両計画に基づく、イノシシの更なる捕獲強化の要請があった。これを受け、令和元年10月に、イノシシの平成30年度の捕獲実績地域及び養豚場位置を基に「豚熱のまん延防止に向けた捕獲重点エリア」

と令和元年度の目標捕獲頭数を設定した。

さらに、令和元年10月、早急に防疫体制の徹底を図るため、農政部に「家畜防疫対策室」を設置するとともに、家畜伝染病予防法に基づき、サーベイランス及びイノシシの豚熱経ロワクチン散布を開始した。サーベイランス（令和元年10月～令和6年3月31日）による豚熱陽性確認頭数は、総検査数4,914頭のうち293頭であり、また、イノシシの豚熱経ロワクチン散布（令和元年10月～令和6年3月31日）は、のべ7,161地点、145,118個を実施している。

なお、アフリカ豚熱（African Swine Fever）は、アフリカやユーラシア全域に感染が拡大しているものの、これまで国内での発生は確認されていない。しかし、有効なワクチンや治療法がなく、日本国内においてアフリカ豚熱が侵入した際には、初動対応により確実な封じ込めが必要となる。

イ 人獣共通感染症

野生動物由来の人獣共通感染症^{※6}への対応に当たっては、野生動物がどのような病原体を持っているか不明な場合が多く、また、重篤な感染症の病原体を持っている可能性もあることから、幅広い知見と適切な対応が求められる。

イノシシの生息域が拡大する中、今後は捕獲従事者の感染リスクの低減や、埋設や焼却等捕獲個体の適正処理はもとより、正確な情報の提供等を通じた地域住民による適切な対応も必要となっている。

7 管理の基本方針

県では、平成26年5月から「県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定及び部局を横断した被害対策を一層強化している。

その基本方針において、野生鳥獣との共存に向け鳥獣被害対策に係る基本的な考え方が以下のとおり示されている。第四期計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、イノシシの管理を推進する。

※6 人獣共通感染症とは、人と脊椎動物との間を自然に伝播しうる全ての病気または感染症で、寄生虫と細菌性食中毒を含み、その多くは動物由来によるものである。野生動物に寄生するダニが媒介するSF TS (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome〔重症熱性血小板減少症候群〕)等がある。

(1) 県鳥獣被害対策基本方針

基本的な考え方

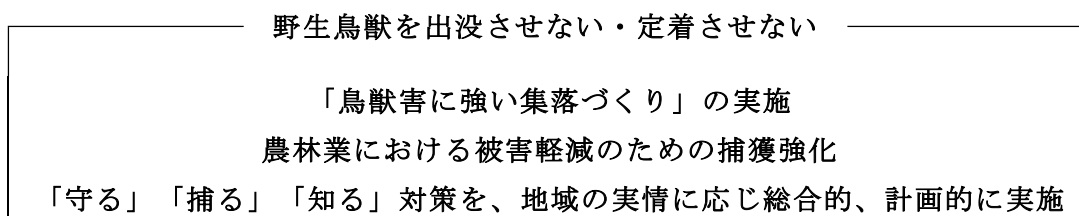
本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

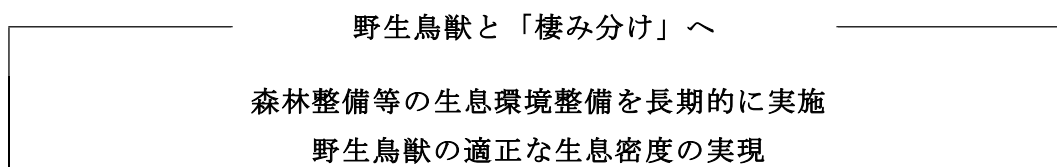
実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

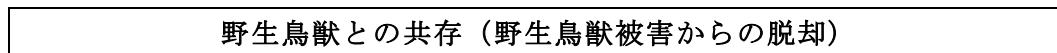
【短期目標】



【長期目標】



【将来像】



※出典：県鳥獣被害対策本部「県鳥獣被害対策基本方針」（平成26年策定）

(2) 計画の基本方針

ア 被害防除対策の総合的な実施

イノシシの生息は、農林業及び生活環境の被害がない状況下で、安定した状態で生息頭数を維持することが将来の目標となる。しかし、人の暮らしや経済の変化にともなう里山利用の減少、遊休農地等の増加、中山間地域の過疎化や高齢化等を背景とした人口減少、狩猟者の減少等により、イノシシの生息域と人の生活圏とが重なり合う現状において、人との軋轢が生じている。

このような人とイノシシとの軋轢を減少させるために、適切なモニタリング等の科学的根拠を基に関係者の合意形成を経て、目標を達成するための3つの施策である「個体群管理（捕獲）」、「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施する。

イ 分布・密度

管理は、被害発生地でのイノシシの生息頭数を抑制しつつ、人の生活圏からの排除を目指し、イノシシによる被害状況及び人の生活圏への侵入段階^{※7}に応じた対策を組み合せ、総合的に実施する。

特に、イノシシの生息域の拡大または生息頭数の増加による被害の拡大が懸念されることから、「現状以上の生息域の拡大防止」、「人の生活圏への侵入段階の低減」を目標として管理する。

ウ 計画の順応的管理

自然の不確実性を踏まえ、計画の実施については、PDCAサイクルに基づき、①「目標の設定」、②「対策の実行」、③「結果のモニタリング」、④「把握した事実の科学的評価・検証」、⑤「次の施策へのフィードバック」を繰り返す順応的管理により推進する。

8 管理の目標

(1) 農林業被害

農業被害額は、第三期計画と同額の目標値とし、各対策を継続して被害低減を目指す。林業被害額は現状の被害ゼロを堅持することとし、令和11年度末における被害金額を以下のとおり設定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 農業被害額：37,000千円以下（令和11年度末）・ 林業被害額： 0千円（令和11年度末） |
|---|

(2) 個体群管理（捕獲）

令和5年9月に環境省・農林水産省が示した「シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標について」では、イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標が見直され、「平成23年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持する」となった。

県において、この半減目標に準じる必要な年間捕獲頭数は、第四期計画の策定時点で、令和6年度は1,812～8,724頭（95%信用区間、中央値4,069頭）、令和8年度は1,357～6,813頭（95%信用区間、中央値3,114頭）、令和10年度は1,005～5,450頭（95%信

※7 環境省「イノシシの保護管理レポート(平成26年度版)」における「侵入段階」をいう。

侵入段階0: 生息情報のない生息前線地域の外周域。

1: 生息域の前線となっている地域で、農林業被害が出始めている。

2: 農林業被害が拡大・増加しており、早期に重点的に対策を行う地域。

3: 農林業被害が常態化しており、引き続き対策を行っていく地域。

用区間、中央値2,386頭)と推定された。

目標値設定には、豚熱感染による生息頭数減少の影響や、捕獲者の高齢化等を踏まえた上で、イノシシの繁殖力と増加率が極めて高いことを考慮し、現状の捕獲強化を維持する必要がある。

以上のことから、平成25年度生息頭数を基準として令和4年度に半減目標を達成したが、現状の捕獲強化の取組を維持することを目指し、県内全域としての年間捕獲目標頭数を以下のとおり設定する(市町村の按分した年間捕獲目標頭数は資料参照)。

また、個体群管理により生息域の拡大防止と生息密度の低下を目指していく。

・捕獲頭数：5,000頭以上／年(令和7～11年度)

(3) 被害防除管理

他の野生動物と併せた侵入防止柵の設置・改善及び管理体制づくりを支援し、包括的な目標(農林業被害額)を達成する。

(4) 生息環境管理

河川や里山等の緩衝帯整備、遊休農地管理及び収穫残さ等の適正処理の推進による集落環境の改善及び各対策の管理体制づくりを支援し、農地及び市街地への出没抑制を図りつつ、包括的な目標(農林業被害額)を達成する。

(5) 豚熱及びアフリカ豚熱対策

養豚場における侵入防止柵設置のほか、養豚場周辺での捕獲や環境整備の実施等により、豚熱感染のリスク低減対策を強化するとともに、イノシシにおいてアフリカ豚熱が発生した場合は周辺に対策地域を設定し、散逸の防止や捕獲を強化する。

9 目標達成のための施策

関係機関の連携により、被害発生状況と生息頭数及び繁殖率の抑制を踏まえた「個体群管理」、他獣種の対策と併せた「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施する。

(1) 個体群管理(捕獲)

捕獲目標を達成するため、県は市町村や国等の関係機関と連携して、許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業及び、狩猟等の捕獲圧を高める施策を展開し、計画的な捕獲に取り組む。

特に、狩猟者の減少や高齢化が進む中で、担い手対策を実施するとともに、捕獲効率(CPUE^{※8})等の捕獲情報を把握して個体群管理の指標とし、イノシシの生息密度が高い場所や生息頭数が増加傾向にある場所を選定し、集中的に捕獲圧を高める必

※8 単位捕獲努力量あたりの捕獲頭数(Catch Per Unit Effort)

要がある。

なお、銃器等の取扱いにおいては、安全の確保を徹底する。

ア 許可による捕獲推進

農地や集落周辺の加害個体の捕獲と、豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止を目的とした捕獲を強化する。

①捕獲体制の強化

各種事業等により、捕獲従事者の確保及び捕獲機材の整備を支援し、捕獲体制の強化を図る。

特に、農業被害地はイノシシが高密度化していることが考えられるため、目標である農業被害額37,000千円以下の達成に向けて、イノシシの生息密度を低下させる必要があることから、市町村別捕獲目標を定めて個体群管理を実施する。

また、アフリカ豚熱の発生時は対策地域を設定して捕獲を強化する。

②捕獲技術の向上

研修会開催等による捕獲技術の情報共有により、捕獲従事者の捕獲技術の向上を図る。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の事業実施

イノシシの生息域の短期間での拡大や生息頭数の急激な増加が見られる地域等において、必要に応じて実施する。特に、市町村別の捕獲による密度変動を考慮し、生息密度等が顕著に高い地域においては、優先的に実施することを検討する。

ウ 狩猟による捕獲推進

①保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、イノシシの生息頭数の増加による農林業及び生態系への被害が著しい場合、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く）」等への移行を必要に応じて実施する。

②狩猟期間

狩猟期間の終期を延長し、11月15日から2月末日（イノシシに限る）までとする。

エ 捕獲推進に向けての環境整備

①捕獲の担い手確保・育成

狩猟免許試験の地域開催等の弾力的運用、免許取得予備講習会の無料化、わな猟捕獲技術講習会の開催を継続するとともに、射撃技術向上のための銃猟講習会を実施する。

また、狩猟に携わる新たな人材の掘り起こしとして、狩猟の紹介等の各種情報発信に努め、免許取得後の狩猟からの脱落を防ぐため、初心者に対し仲間づくりの支援を行う。

②地域ぐるみの捕獲推進

わな猟免許を有する農業者や地域住民と、市町村が編成する有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊との連携を図り、地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進する。

③新たな捕獲技術の普及

I C T^{※9}等を活用した捕獲機材等の新たな技術を普及し、捕獲の省力化・効率化を図る。

オ 広域捕獲の推進

農林業等への被害軽減やイノシシの生息密度低減させるため、他県と連携し、被害防止対策を含めた計画的な管理により、広域捕獲を実施する。

特に茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県にまたがる渡良瀬遊水地においては、令和4年に4県で設立した「渡良瀬遊水地連携捕獲協議会」による捕獲等対策を推進する。

(2) 被害防除管理

ア 侵入防止柵の設置・改善

各種事業等により、イノシシを含めた野生動物の出没状況と河川等地形に応じた計画的な侵入防止柵の設置を推進する。

また、金網柵底部の返しの設置や多獣種に対応した複合柵への移行といった、侵入防止柵の改善による機能向上を図る。

イ 侵入防止柵の維持管理

関係機関の連携により、侵入防止柵の効果が持続されるよう、地域リーダーの育成及び地域ぐるみの管理体制づくりを推進する。

特に、電気柵は防除効果を得るために、適切な設置方法と定期点検の実施を研修会や啓発により徹底する。

(3) 生息環境管理

ア 緩衝帯の整備

各種事業等により、イノシシを含めた野生動物の農地や集落、市街地への出没の抑制を目的とし、農地及び集落の周辺並びに河川での緩衝帯整備を推進する。

イ 誘引物の適正な処理・除去

啓発等により、イノシシを含めた野生動物の食物となり得る農作物や家庭菜園の収穫残さ、廃棄農作物、放任果樹等の適正な処理を推進する。

ウ 対策の管理持続

関係機関の連携により、各対策の効果が持続されるよう、地域リーダーの育成及び地域ぐるみの管理体制づくりを推進する。

(4) 計画的かつ総合的な管理の推進

各管理の計画的かつ総合的な管理の一つとして、「鳥獣害に強い集落づくり支援事

※9 情報通信技術 (Information and Communication Technology)

業」を推進する。

ア 地域住民主体の被害対策の支援

関係機関の連携と支援により、地域住民が主体的となる対策への取組を推進する。

イ 野生動物を出没させない集落づくりの普及

集落環境調査により各管理の実施状況等を把握し、地域に応じた効果的な対策の実施体制づくりを推進する。

10 評価のための効果検証

(1) 農林業被害

市町村別の被害品目、被害金額、被害面積及び被害量等を把握し、管理の目標達成の評価に資する。

(2) 許可による捕獲

ア 捕獲状況

市町村における捕獲効率（CPU E）等の把握に努め、捕獲の増減と被害程度の関係进行分析し、捕獲体制等の効果検証を実施するとともに、今後の狩猟者減少を考慮し、許可捕獲に基づく計画目標設定を検討する。

イ 検体調査

栄養状態や繁殖状況等を把握し、捕獲結果の評価基準の設定等に資する。

ウ 放射性物質検査

捕獲個体の放射性物質検査を実施し、有効活用における安全性を検証する。また、検査結果を随時、県民へ情報提供する。

エ 豚熱及びアフリカ豚熱のサーベイランス

豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止を目的としたサーベイランスの実施により、豚熱及びアフリカ豚熱の陽性地点等を把握し、結果を随時、県民へ情報提供する。

(3) 狩猟による捕獲

ア 狩猟報告

ハンターメッシュごとの目撃効率（SPUE）^{※10}及び捕獲効率（CPU E）を把握することで、捕獲や生息頭数等の動向を把握できることから、各捕獲事業の実施箇所を選定する際の参考とする。

イ 狩猟実態調査

狩猟者を対象とした隔年のアンケート調査により、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用方法等について把握し、狩猟の実態を検証する。

※10 狩猟者1人の1日あたりの目撃頭数(Sighting Per Unit Effort)

(4) 集落アンケート

被害発生状況及び生息状況のモニタリングのため、集落単位を対象とした地域住民へのアンケート調査を実施し、他獣種を含めた野生動物による農林業及び生活環境被害の実態と変化を把握し、地域における各対策の実施状況や成果を検証する。実施結果は市町村へ情報提供を行い、地域での被害防止対策に活用する。

(5) 推定生息頭数及び生息頭数将来予測

適宜、生息頭数の推定と生息頭数の将来予測を実施し、イノシシの生息頭数の動向の把握と必要となる捕獲圧の検証に資する。

(6) 分析・実証

ア 被害対策の分析

大学等と連携し、各調査結果や対策の分析により、効果的な被害対策技術の開発に資する。

イ 被害対策技術の実証

新たな捕獲技術や被害対策資材等の効果を検証する。

(7) 総合的な効果検証

各データの総合的な検証により、「個体群管理」、「被害防除管理」及び「生息環境管理」の結果を評価し、効果のある政策に改善する。

特に、個体群管理（捕獲）は、捕獲内容の他、農林業及び生活環境被害の状況との関係に留意し、総合的に評価する。

11 その他管理のために必要な事項

(1) 人材育成

鳥獣に関する法令、対策の知識及び技術に関する研修会を積極的に開催する。

特に、行政機関における、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保と適切な配置に努める。

また、農林大学校及び農業高校等の学生を対象とした講義等により、野生動物の理解、新規就農者の被害防除管理の技能向上及び地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。

(2) 疾病対策

ア 家畜伝染病

豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、情報の把握と関係機関の連携・協力により、状況に応じた適切な対策を迅速に講じる。

イ 人獣共通感染症

野生動物由来の人獣共通感染症については、正しい知識の普及啓発等により、感染防止を図る。

(3) 錯誤捕獲

捕獲に使用するわなの構造は、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守する。

また、ツキノワグマ等の錯誤捕獲の対策として、周辺で生息が確認される場合は、わなの使用中止や移動、捕獲器具の変更、錯誤捕獲対応わなの活用等を検討する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、放獣等の適切な対応に努め、発生状況の把握と関係機関での情報共有により、再発防止を図る。

(4) 捕獲個体の適正処理

捕獲した個体は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、止め刺しに利用した鉛弾による鉛中毒、及び捕食等、他の野生動物を含めた生態系にかく乱が生じないように適切な処理方法で埋設する。

焼却処理する場合は、市町村の関係部署との協力・連携により適切に処理する。

なお、捕獲個体処理の際は、家畜伝染病や人獣共通感染症のリスクを減らすため、服装等の装備への留意を必須とする。

(5) 捕獲個体の有効活用

現在、県内で捕獲されたイノシシは、放射性物質が基準値を超えて検出される個体があるため、食肉として流通が制限されている^{※11}。また、イノシシの豚熱感染が確認されており、豚熱ウイルス拡散防止の観点から、捕獲個体の利用を見合わせている。

食肉利用の制限は、狩猟意欲減退の一因となるため、放射性物質検査を継続するとともに、イノシシ豚熱感染状況を考慮したうえで、将来的には捕獲推進の出口対策として、捕獲個体の有効活用が図れるよう施策を検討・推進する。

(6) 広域的な連携

イノシシの個体群の往来があると考えられる茨城県、栃木県、埼玉県及び長野県とは、捕獲や防除対策等の情報共有し、効果的な被害対策の実施に努める。

また、近隣県の福島県、新潟県等とも適宜、情報共有を行う。

(7) 情報公開及び普及啓発

農林業被害や捕獲等に関する統計は、逐次ホームページ等で公開する。試験研究機関の開催する成果発表会等においても、各種調査結果等を積極的に公開する。

また、地域住民に対し、イノシシの生態及び防除に関する知識と理解を深め、適切な対策が図られるよう、出前講座や地域の勉強会等に協力する。

12 計画の実施体制

各管理の実施は、幅広い関係機関・組織が相互に連携・協力し、有識者等の支援を得ながら

※11 平成24年10月10日付、原子力災害対策本部指示

一体となって取り組む。

特に、被害防除管理では、地域住民の積極的な参画による管理体制の構築を図る。

(1) 農林業者を含む地域住民

耕作地や所有林の対策と併せて、地域ぐるみの取組に積極的に参画する。

(2) 市町村

被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら地域の実情に応じた対策を推進する。侵入防止柵等の設置は、集落ごとの合意形成を図り、設置を推進する。

また、捕獲は集落ぐるみで実施される体制への移行を検討・推進するとともに、許可捕獲における捕獲効率（CPU E）等の捕獲情報の収集に努める。

(3) 猟友会

市町村を中心とした許可捕獲の実施に協力するとともに、野生鳥獣に関する知識や捕獲技術等、各対策に関する情報を関係機関に対して助言する。

(4) 県

ア 鳥獣被害対策支援センター

被害や捕獲の状況、被害対策に係る情報を集約した上で、目標の進捗状況を分析して関係機関での情報共有を図り、検討・評価機関からの助言や提言を受けて、順応的管理^{※12}による計画の進捗管理を行う。

また、各対策の分析結果の施策への反映と防除対策の効果検証・普及を行う。

イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、許可による捕獲や狩猟が適切に実施されるよう、市町村の捕獲状況を把握するとともに、鳥獣保護管理事業計画による捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

また、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体群管理（捕獲）を実施する。

ウ 蚕糸特産課

鳥獣被害防止特措法の所管課として、農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、農業被害対策の各種補助事業等により、地域が主体となった取組を支援する。

エ 林政課

林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、林業被害対策の各種補助事業等により、市町村や林業者による対策を支援

※12 野生鳥獣管理は不確実性を考慮する必要があることから、計画を継続的なモニタリング評価と検証により、随時見直しと修正を行いながら管理する手法。

する。

オ 河川課

イノシシを含む野生鳥獣の移動経路や生息地となっている河川内の樹木等の刈り払いによる緩衝帯の整備を推進する。

カ 自然史博物館

捕獲個体の検体分析により、イノシシの生物学的情報を把握するとともに、管理に必要となる研究を行う。

キ 林業試験場

野生鳥獣の林業に対する研究として、野生鳥獣の行動把握から捕獲及び防除等に資する技術開発を行う。

(5) JA、森林組合、共済組合

日常業務で把握した資材の効果等の情報の提供等により、各種防除資材の適切かつ効果的な施工について助言する。

また、各組織の取組や地域ぐるみの「鳥獣害に強い集落づくり」等の事業に協力する。

(6) 大学、NPO法人等民間事業者

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学をはじめ、大学やNPO法人等民間事業者との連携による研究・開発により被害対策に資する。

(7) 認定鳥獣捕獲等事業者等

指定管理鳥獣捕獲等事業等の受託者として、実施計画に基づいた事業を実施するとともに、地域の鳥獣管理の担い手となるよう努める。

(8) 検討・評価機関

有識者等、関係団体及び県関係行政機関により構成される「県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会」を設置し、本計画の策定・修正及び進捗管理等について、協議・検討を行う。検討委員会の下には「獣種別専門部会」を設置し、実務的業務を行う。

また、野生鳥獣による被害及び対策に関する有識者等で組織する「県野生動物対策科学評価委員会」を設置し、県及び市町村が実施した各施策の実施結果（被害額、捕獲状況等）について、毎年科学的・客観的な評価を行い、順応的管理による計画の進捗管理に反映させる。